

ストップ労働災害

安全衛生教育促進運動

平成26年度

2014 12/1 ▶ 2015 4/30



事業主の皆さん

労働安全衛生法により

雇入れ時教育・職長教育

技能講習・特別教育などが

義務づけられています。



安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会及び全国的な労働災害防止団体が一体となって展開している運動です。

中災防は、国の「安全衛生教育推進要綱」(平成3年1月21日付け基発第39号)や第12次労働災害防止計画の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

正しい知識で安全作業を!

我が国における労働災害は平成26年上半期に増加し、特に死亡災害が大幅に増えていることから、同年8月に厚生労働省から業界団体等に対して「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」(以下「緊急要請」という。)が行われました。

この緊急要請では、雇入時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育の実施が求められています。



特に **雇入れ時教育** ・ **職長等教育** ・ **作業内容変更時教育** ・

特別教育 等の徹底や **就業制限業務に係る資格取得** は労働安全衛生法で義務づけられており労働災害を防止するうえで重要です。

安全衛生教育の実施状況が確認できる
チェックリストがほしい!

技能講習・特別教育が必要な
業務を知りたい!

技能講習や特別教育はどこで実施
していますか?

テキストはどこで買えるの?

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください

詳しくはこちら [安全衛生教育促進運動](#) で **検索**

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 **03-3452-6296**

メール **koho@jisha.or.jp**

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、一般社団法人仮設工業会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益財団法人産業医学振興財団、一般社団法人全国登録教習機関協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人日本クレーン協会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、日本労働災害防止推進会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会